

4. スポーツ現場における会場ドクター・ 帯同ドクターの法的問題

大槻穰治*^{1,2}, 藤谷博人*^{1,3}, 真鍋知宏*^{1,4}
山澤文裕*^{1,5}, 武者春樹*^{1,3}

● 背景

現在日本医師会認定スポーツ医は約 22000 人, 日本整形外科学会認定スポーツ医は約 5100 人, 日本体育協会公認スポーツドクターは約 4500 人, 当学会の学会員は約 4300 人であり, 重複はあるがそれらのスポーツドクターは競技会の現場などにおいて, 軽症から重症まで様々な疾患や外傷処置のほか, 薬剤の処方, 競技復帰の判断, ドーピングコントロールなど様々な医行為や医事運営・安全管理等に携わっている【表 1】. しかし, 通常の医療機関内で行っている医行為などをスポーツ現場に持ち込むことは法律的に様々な問題が起こる可能性がある. 本シンポジウムでは今まで一部の関係者によるボランティア精神や医師と競技団体・競技者の信頼関係のみで成り立っていたスポーツ現場における法的問題につき, 増加する訴訟世界の中でドクターがどのように身を守るかについて問題提起を行いたい.

● 問題点

そもそも医行為とは医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に危害を及ぼし, または危害を及ぼす恐れのある行為と定義され, 本来, 医行為を行える場所は病院, 診療所に限られ (医療法 1 条の 5), 設備や物品も不十分な現場の仮設救護所や屋外テントにおいて医行為を

行うことは法律上問題となる可能性がある. また, 競技会などにおいて平時に医行為を行うことが可能な“一日診療所”の登録を行ったとしても, 医師は診療を行った時は遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載し【表 2】, 5 年間これを保存しなければならないと定められており (医療法第 24 条), また, OTC 以外の薬剤を患者に対し治療上投与する必要があると認めた場合, 応急の措置として投与する場合などを除き必要事項を記載した処方箋【表 3】を交付しなければならない (医師法第 22 条) など診療録, 処方箋の記載・保存も求められる. これらが不十分であった場合, たとえ適切な処置が行われていたとしても訴訟となった場合, 主張が認められない可能性もある. ドーピングコントロールにおいても基本的には自己責任であるが, 医師の不注意や知識不足, TUE 申請書類

表 1 スポーツ現場で医師がかかわる業務

アスリートの健康管理
外傷処置 (創傷処置, 止血, 縫合, 整復固定など)
処方
採血・注射
その他の医療行為
その他競技続行・中止の判断, 安全管理, アンチドーピング指導なども!
医師が競技中に止血などの医療行為を行わなければならない競技
柔道, レスリング, ラグビー・フットボール, サッカー, ホッケー, ハンドボール, バスケットボール, 卓球, 水泳,
医師が競技復帰の判断をしなければならない競技
レスリング, ラグビー・フットボール, ボート, バスケットボール, カヌー, 太極拳, トライアスロン, バイアスロン
医師または審判が競技復帰の判断をしなければならない競技
ボクシング, 柔道, 空手, なぎなた, 銃剣道

*1 日本臨床スポーツ医学会 CPA 調査対策小委員会

*2 東京慈恵会医科大学附属第三病院救急部

*3 聖マリアンナ医科大学スポーツ医学

*4 慶応義塾大学内科スポーツ医学研究センター

*5 丸紅健康開発センター

の提出し忘れなどで違反となった場合、契約団体やその選手から一定の責任を問われる可能性もある。医行為以外にも競技団体や大会で運営、安全管理に携わる場合、事故が起こった場合の予見義務、回避義務が問題となる場合もある。しかしながら、本学会内科部会 CPA 調査対策委員会の藤谷らのアンケート調査では、日本体育協会に加盟している多くの中央競技団体は医師と正式な契約を結んでおらず、責任の所在も明らかにしていない。現在の状況では医師はいつ訴訟の対象とされるかもしれず、医師は医行為においては医師賠償責任保険に、医行為以外の指導中の事故等については公認スポーツ指導者総合保険等に加入することが望ましい。しかし現在においても、年間 50000 円近い高額な保険料も支障となり、ケアネットによれば勤務医の約 30%、60 歳以上に限ると約半数

が医師賠償責任保険に未加入であり【表 4】、この 2 つの保険においても、スポーツ現場においては上記のような様々な法律的問題もあるため、今後、国外における医行為や医事運営管理などに関することなどカバーし切れない訴訟が起こる可能性もある。

●結 語

通常の医療機関内で行っている医行為をスポーツ現場に持ち込むことは、その判断や処置の過誤により様々な責任を問われる可能性がある。その他、救護所における医家処方など厳密には多くの法律的問題があり、安心して医師がスポーツ現場で医事管理を務めるためには各競技団体との契約による法律的保護や医師賠償責任保険などへの団体による加入などの対策が必要と思われる。

表 2 診療録に記載しなければならない事項

- ① 診療を受けた者の住所、氏名、年齢、性別
- ② 病名、および主要症状
- ③ 治療方法（処置および処方）
- ④ 診療の年月日

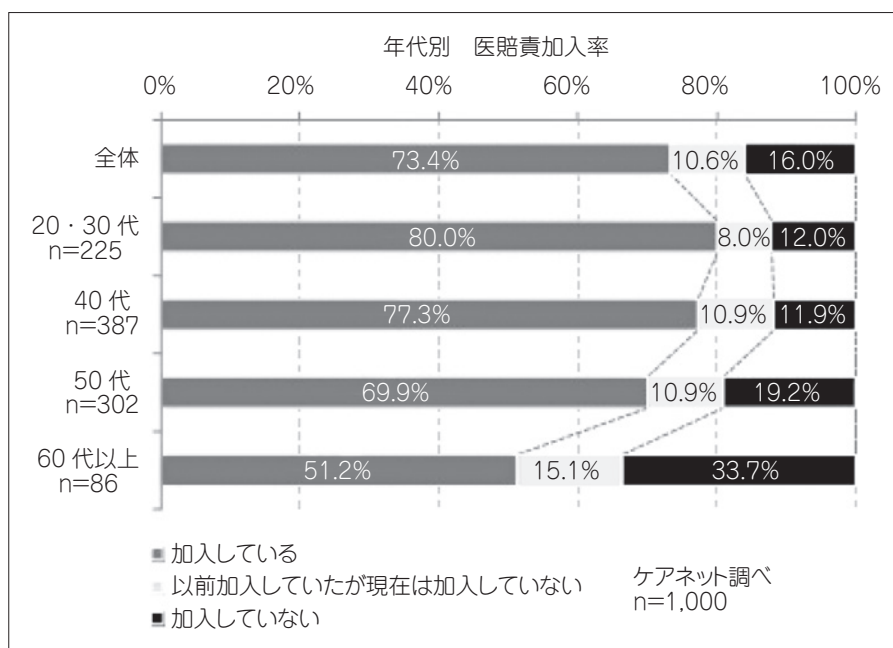
(医師法施行規則第 23 条)

表 3 処方箋に記載しなければならない事項

- ① 処方を受けるものの氏名、年齢
- ② 薬名、分量、用法、用量、発行年月日、使用期間
- ③ 病院もしくは診療所の名称・所在地、または医師の住所を記載し、記名・押印または署名しなくてはならない。

(医師法施行規則第 21 条)

表 4 医師賠償責任保険に対する意識調査（ケアネット）



http://www.carenet.co.jp/pdf/news/2013/jisyu/jisyu_20130725.pdf